

社に通知するものとし、当該開示または利用の防止のための措置に協力するものとしします。

第 3 条 (本プログラムの内容)

本プログラムの内容は、別途当社が HP に掲載する本プログラムの講座概要（以下「講座概要」といいます。）に記載のとおりとします。

第 4 条 (受講料)

1. 本プログラムの受講料は、講座概要に定めるものとしします。
2. 受講者は、当社が定める方法でのみ、本プログラムに係る受講料の決済を行うことができます。
3. 本プログラムの開始後は、当社は受領済みの受講料を受講者に返金する義務を負いません。
4. 受講者が受講料金の支払いその他本契約上の債務履行を怠った場合は、当社は受講者に対し、債務の履行期限の翌日から実際の履行日に至るまで、民法の規定に基づく法定利率の割合による遅延利息を請求できるものとしします。

第 5 条 (機器等に関する管理)

1. 受講者は、本プログラムを受講するために必要なハードウェア、ソフトウェア、通信機器及びインターネット環境等を全て自らの費用と責任で用意するものとしします。又、本プログラムの受講にあたり必要となる通信費用は、全て受講者の負担としします。
4. 通信機器の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用、通信回線の不具合等による損害の責任は受講者が負い、当社に故意又は過失のない限り当社は一切の責任を負いません。

第 6 条 (知的財産権等)

1. 受講者が本プログラムの受講において当社に提供した課題その他の資料等（以下「資料等」といいます。）について、当社は、本プログラムの提供及び本プログラムの広告・宣伝の目的の範囲において、当該資料等を自由に使用することができるものとし、受講者はこれに同意のうえ資料等を提出するものとしします。なお、受講者は当該資料等について著作権及び著作者人格権（公表権、氏名表示権及び同一性保持権）を行使しません。
2. 本プログラムにおいて提供される全ての情報及びコンテンツ（以下総称して「当社コンテンツ」といいます。）に関する著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他一切の知的財産権及びこれらの権利の登録を受ける権利（以下総称して「知的財産権」といいます。）は、当社又は当社がライセンスを受けているライセンサー（以下「ライセンサー」といいます。）に帰属し、受講者には帰属しません。又、受講者は、知的財産権の存否にかかわらず、当社コンテンツについて、複製（録画及び録音を含みます。）、配布、転載、転送、公衆送信、改変、翻訳、翻案その他の二次利用等を行ってはなりません。
5. 受講者が本条の規定に違反して問題が発生した場合、受講者は、自己の費用と責任において当該問題を解決するとともに、当社及びライセンサーに何らの不利益、負担又は損害を与えないよう適切な措置を講じなければなりません。

第 7 条 (禁止事項)

1. 当社は、受講者による本プログラムの受講に関して、以下の各号に定める行為を禁止します。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社、当社がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害する恐れのある行為
 - (3) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はその恐れのある行為
 - (4) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はその恐れのある行為
 - (5) 法令又は条例等に違反する行為若しくはその恐れのある行為
 - (6) 公序良俗に反する行為若しくはその恐れのある行為又は公序良俗に反する恐れのある情報を他の受講者又は第三者に提供する行為
 - (7) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はその恐れのある行為
 - (8) 事実に反する情報又は事実に反する恐れのある情報を提供する行為
 - (9) 当社又は本プログラムの信用を損なう行為又はその恐れのある行為
 - (10) 青少年の心身及びその健全な育成に悪影響を及ぼす恐れのある行為
 - (11) 第三者になりすまして本プログラムを受講する行為
 - (12) 詐欺、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつく恐れのある行為
 - (13) 犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為又はその疑いがある行為
 - (14) 当社又は本サービス及び本プログラム（以下「本プログラム等」といいます。）の他の受講者の秘密情報又は個人情報を漏洩、開示する行為
 - (15) 本プログラム等の内容を複製、編訳、翻案、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アッセンブル等する行為
 - (16) コンピューターウィルス、マルウェア、その他の方法を使用して本プログラム等の他の利用者の利用を妨害し、または損害を与える行為
 - (17) 当社が本サービス上で提供する各種サービスを不正の目的をもって利用する行為
 - (18) 本プログラム等において発生した不具合を利用する行為
 - (19) 当社の承諾なく、営利、非営利を問わず、本プログラム等の目的以外に利用する行為
 - (20) 本プログラム等の運営を妨げる行為
 - (21) その他当社が不相当と判断する行為
2. 当社は、受講者の行為が、第 1 項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。
 - (1) 本プログラムの受講制限
 - (2) 本契約の解除
 - (3) その他当社が必要と合理的に判断する行為

第 8 条 (契約解除)

1. 当社は、受講者が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除することができます。
 - (1) 登録情報に虚偽の情報が含まれている場合
 - (2) 過去に当社またはグループ会社に対する債務不履行その他の契約違反があった場合
 - (3) 受講者の相続人等から受講者が死亡した旨の連絡があった場合又は当社が受講者の死亡の事実を確認した場合
 - (4) 未成年が法定代理人の同意なく、本プログラムに申し込んだ場合
 - (5) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人が、成年後見人、保佐人又は補助人等の同意なく、本プログラムに申し込んだ場合
 - (6) 当社からの要請に対し誠実に対応しない場合
 - (7) 本規約に重大に違反した場合
 - (8) その他当社が本契約を継続することが不相当と判断した場合
2. 受講者は、当社が定める手続により本契約を解除することができます。ただし、本プログラム開始後に解除する場合、受講料は返金されません。
3. 前二項により本契約を解除した受講者は、解除時に期限の利益を喪失し、直ちに、当社に対し負担する全ての債務を履行します。

第 9 条（非保証・免責）

1. 本プログラムの内容について、その完全性、正確性、最新性、真実性、合法性、安全性、適切性、有効性、合目的性等について、当社は一切の保証をしません。又、当社は、本プログラムに中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。
2. 受講者が第 2 条第 4 項に基づき登録情報の変更を行わなかったことにより損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。
3. 本プログラムの受講に関連して受講者が日本又は外国の法令に触れた場合、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、天変地異、戦争、暴動、内乱、火災、ストライキ、通商停止、輸送機関・通信回線又は保管中の事故、法令、規則の改正、疫病・感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負いません。
5. 本プログラムの受講に関し、受講者が他の受講者との間でトラブル（本プログラム内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わず、受講者間のトラブルは、当該受講者が自らの費用と負担において解決します。

第 10 条（損害賠償責任）

1. 受講者は、本規約の違反又は本プログラムの受講に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償します。
2. 本規約の他の定めにかかわらず、当社は、当社の帰責事由により受講者に損害を与えた場合、現実かつ

直接に発生した通常の損害（特別損害、逸失利益、間接損害及び弁護士費用を除きます。）の範囲内で、かつ受講者が支払った本プログラムの受講料を上限とし、その損害を賠償する責任を負います。ただし、当社に故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。

第 11 条（本プログラムの変更、追加、廃止及び中断等）

1. 当社は、受講者に事前の通知をすることなく、当社の判断により、本プログラムの内容を変更することができるものとし、受講者はこれに同意するものとします。
2. 当社は、当社の判断により本プログラムの全部又は一部の提供・開催を終了することができるものとします。この場合において、当社は、当社が適当と判断する方法で受講者にあらかじめその旨通知します。ただし、緊急の場合は受講者への通知が事後になることがあります。
3. 当社は、次の各号の事由が生じた場合には、受講者に事前に通知することなく、本プログラムの全部又は一部を一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本プログラムに用いるハード・ソフト・通信機器設備等に関わるメンテナンスや修理を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) アクセス過多、その他予期せぬ要因でシステムに負荷が集中した場合
 - (3) 受講者のセキュリティを確保する必要性が生じた場合
 - (4) 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - (5) 天災等の不可抗力により本プログラムの提供が困難な場合
 - (6) 火災、停電、その他の不慮の事故又は戦争、紛争、動乱、暴動、労働争議等により本プログラムの提供が困難な場合
 - (7) 法令又はこれらに基づく措置により本プログラムの運営が不能となった場合
 - (8) その他前各号に準じ当社が必要と判断した場合
4. 当社は、本条に基づき当社が行った措置により受講者に生じた損害について責任を負いません。

第 12 条（秘密保持）

1. 受講者は、本プログラムの受講に関して知り得た当社の秘密情報（本プログラムに関するノウハウ、当社のシステムに関する情報、技術上又は営業上の一切の秘密情報を含みます。）を、厳重かつ適正に管理するものとし、当社の事前の書面による同意なく第三者に開示、提供及び漏洩しないものとします（法令、政府、規制ないしは裁判所の命令等により開示を強制された場合を除きます）。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 知得した時点で既に公知のもの、又は受講者の責めによらずして公知となったもの
 - (2) 知得した時点で既に受講者が保有しているもの
 - (3) 受講者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (4) 受講者が独自に開発したもので、当社からの情報によらないもの
3. 受講者は、当社の指示があった場合又は本契約が終了した場合は、当社の指示に従い速やかに秘密情報を返却又は廃棄し、以後使用しないものとします。

4. 当社は、本プログラムを提供する目的のために、受講者の申込情報その他受講者が本プログラムの受講に際して当社に提供した情報を利用することができます。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

1. 受講者及び当社は、自ら（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含みます。）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者(以下「反社会的勢力」といいます。)でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他いかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないことを誓約します。
2. 受講者及び当社は、自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないことを誓約します。
3. 受講者及び当社は、相手方について第1項の表明に反することが判明した場合又は前2項の誓約に反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除できるものとします。なお、この解除によって生じた損害については、解除当事者は責任を負わないものとします。

第 14 条（通知）

1. 本プログラムに関するお問い合わせ等受講者から当社に対する連絡又は通知、及び、本プログラムの変更のお知らせ等当社から受講者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。
2. 前項の連絡又は通知について、当社が、登録された受講者の電子メールアドレスに宛てて電子メールを送信する方法にて行った場合は当該メール発信時をもって、当社 Web サイト（本プログラムに関する Web サイトを含むがこれに限られない。）に掲載する方法にて行った場合は当該掲載時点をもって、連絡又は通知が受講者に到達したものとします。

第 15 条（お問い合わせ対応）

1. 当社は、本プログラムに関する受講者からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負いません。
2. 当社は、受講者からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負いません。

第 16 条（地位の譲渡等）

受講者は、当社の書面による事前の承諾なく、本規約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、又は担保に供することはできません。

第 17 条（個人情報の取り扱い）

1. 本プログラムにおける個人情報の取り扱いに関しては、当社が定める「個人情報の取扱いについて（プラ

イバシーポリシー)」に基づき取り扱います。

2. 受講者は、個人情報、受講結果等を含む受講者に関する情報を、本プログラムの提供元である株式会社 パソナグループと当社が共同利用することに同意した場合に限り、第2条第1項の申込をするものとし、かかる共同利用の目的は、本プログラム等の提供及び管理等とし、お問い合わせ先等は、上記プライバシーポリシー「5. 個人データの共同利用について」に記載のとおりとします。

第 18 条（違反行為への対処方法）

1. 受講者は、本規約に違反する行為を発見した場合は、当社にご連絡ください。
2. 受講者は、本規約に違反する行為への当社の対処について、異議を申し立てることはできません。

第 19 条（本契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約成立時から受講者が本プログラムの受講期間終了までの間とします。なお、第4条第3項及び第4項、第6条、第8条第3項、第9条から第12条、第13条第3項、本条、第21条及び第22条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 20 条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、受講者の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の2週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を受講者に通知、本プログラム上への表示その他当社所定の方法により受講者に周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に受講者が本プログラムの受講を継続した場合又は効力発生時期までに受講者が解約の手続をとらなかった場合、当該受講者は本規約の変更に同意したものとします。

第 21 条（準拠法）

本契約及び本規約は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈されます。

第 22 条（合意管轄）

受講者と当社との間における一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2024年10月4日：制定・施行